

# JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金について

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

## ■目的

JR草津線を利用することにより、地域のマイルール意識を高め、草津線の利用促進を図り、利便性の向上につなげることを目的として補助を行います。

## ■補助金交付対象団体

草津市（滋賀県草津線複線化促進期成同盟会構成市町）に所在する保育園、幼稚園、小学校、特別支援学校の小学部および外国人学校等の教育施設。

ただし、外国人学校等の教育施設については、小学校就学年齢に相当する学年。

## ■補助金交付対象事業

JR 草津線を利用し行う体験学習、交流学习、その他交付対象団体が行う公式事業（行程に JR 草津線利用を含み、他の鉄道を利用した場合も補助対象です）

## ■補助対象経費、補助率および補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助金交付対象事業における園児、児童および引率者の鉄道運賃。ただし、引率者については、児童10人までのときは1人、11人以上のときは10人までごとに1人を加えた人数とし、教員は除く。	1 / 2以内	1人あたり500円

## ■交付要綱

※別紙のとおり（補助金交付申請書、実績報告書様式あり）

## ◆◆◆ 補助金交付申請のお申し込み（予約） ◆◆◆

補助金の交付を受けようとする場合は、事業の実施日（予定日）の7日前までに、補助予約申込書（様式第1号）を下記受付窓口までご提出ください。

## ◆令和元年度分 受付期間

～令和2年3月13日（金）

## ◆受付窓口

草津市役所 総合政策部 企画調整課（担当：小林）

[滋賀県草津線複線化促進期成同盟会 草津市事務局]

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

Tel. 077-561-2320 Fax 077-561-2489